

平成 29 年 5 月 30 日  
高齡施策担当部介護保険課

### 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 12 の規定により、指定地域密着型サービス事業者の指定更新について、下記のとおりとする。

#### 記

#### 1 区内指定地域密着型サービス事業者

##### 地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	利用定員
スリーベルデイ下石神井 練馬区下石神井 6 -42- 8	株式会社介護プレミア	平成 29 年 7 月 1 日	10 名
練馬 若年認知症サポート センター 練馬区上石神井 1 -35- 5	社会福祉法人 シルヴァーウィング	平成 29 年 7 月 1 日	7 名

#### 2 区外指定地域密着型サービス事業者

##### 地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	更新年月日	練馬区民利用者数
シエスタクラブ鷺宮 中野区鷺宮 4 -26- 5	株式会社 シエスタ・ケア	平成 29 年 7 月 1 日	1 名